

国や地方公共団体等での情報連携が可能になることで、考えられるメリットを紹介いたします！



マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で必要な書類の添付が減るなど、行政手続きが簡素化されることで、国民の負担も軽減されます。

公平・公正な社会の実現

行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、未払いや不正受給の防止に役立ちます。必要な人にきめ細かな行政サービスを行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などの間で情報を照会・提供することで、これまでよりも手続きに要する時間が短縮でき、迅速な行政支援が期待できます。

個人番号カード・通知カード



①通知カード見本

10月以降、世帯ごとに届きます。マイナンバーと一緒に氏名、生年月日、住所、性別など個人情報が記載されています。顔写真はなく、身分証明書としては使えません。



②個人番号カード見本

顔写真とICチップを搭載。身分証明書として使用できます。希望する場合は申請が必要。※個人番号カードと住民基本台帳カードを両方所持することはできません。

もっと制度について詳しく知りたいときは?
公式サイト「マイナンバー」で検索、または、全国共通ナビダイヤル【057020200178】にお問い合わせください。

「通知カード」は、10月以降自動的に送られてくる文字情報だけのカード(上の見本①参照)です。一方、「個人番号カード」は希望する人が申請し、身分証明書として使用できる顔写真付きのカード(上の見本②参照)です。

マイナンバーはどんな手続きに必要?
平成28年1月以降、行政手続きにマイナンバーの記載が必要です。
社会保障: 年金の資格取得や確認、給付。雇用保険の資格取得や確認、給付。医療保険の給付の請求。福祉分野の給付、生活保護など。
税関係: 税務署に提出する確定申告、届出書、法定調書などに記載。都道府県、市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載。
災害対策: 防災、災害対策に関する事務。被災者生活再建支援金の給付。被災者口座の作成事務など。

通知カードと個人番号カードの違いは?
「通知カード」は、10月以降自動的に送られてくる文字情報だけのカード(上の見本①参照)です。一方、「個人番号カード」は希望する人が申請し、身分証明書として使用できる顔写真付きのカード(上の見本②参照)です。

808388 ひとりにひとつ大切な番号 マイナンバーがはじまりました

10月から通知カードの発送がスタートしたマイナンバー制度。通知された番号は原則、生涯変わる事はありません。ずっと大切にしてほしい「マイナンバー」。その疑問にお答えします。

図 住民課 内線 142～144

マイナンバーとは?

住民票を有する全てのの人に1人1つの番号を付して、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。

通知はいつ来るの?

平成27年10月以降、住民票に記載されている住所に、マイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留で届きます。通知カードは大切に保管してください。

封入されているもの

- ①宛名台紙
- ②通知カード+個人番号交付

申請書兼電子証明書発行申請書+音声コード台紙

③説明用パンフレット

④個人番号カード申請書の返信封筒

通知到着後の流れは?

個人番号カードの交付を希望する人は、通知カードに同封されている申請書をもとに申請をしてください。方法は2つあります。

- ①郵送: 個人番号カード申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵送
 - ②オンライン: スマホで顔写真を撮影し、ウェブサイトで申請
- 申請をした人には、平成28年1月以降、個人番号カード交付決定通知書が届きます。交付期限までに役場窓口で個人番号カードを受け取ってください。

制度実施の流れ

平成27年10月～
マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

平成28年1月～
・社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーの利用開始
・申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月～
国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月～
地方公共団体等も含めた情報連携を開始

マイナンバー



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん